

(2) デジタルMCA無線（防災行政無線）

大規模災害等により有線電話が途絶した場合等においても、災害対策活動を迅速かつ的確に行えるよう、各地域・関係機関等に設置しています。

(3) 防災メール

おおさか防災ネットの防災情報メール配信サービスは、気象・地震・津波情報、災害時の避難勧告・指示などの防災情報について、メールで配信するものです。

登録方法は次のとおりですので、携帯電話をお持ちの方は是非登録してください。

◎登録方法

<touroku@osaka-bousai.net>に空メール（本文、件名に何も書かれていないメール）を送信してください。

以下のQRコードを携帯電話で読み込んでメールを送信することも可能です。



<今後の計画>

インターネット、Eメール、データ放送、衛星携帯電話等の新たな伝達手段の検討を行います。

4 避難計画

(1) 避難所、避難路

区内では、次のとおり避難所等を指定しています。（令和2年3月1日現在）

日頃から、身近な避難場所とそこまでの経路を確認しておきましょう。

① 広域避難場所（3箇所）

地震で大火になったときなど、大規模な避難に適する場所

② 一時避難場所（68箇所）

一時的に避難できる広場、公園、空地、学校のグラウンドなど

③ 災害時避難所〈収容避難所〉（23箇所）

自然災害等により住居等を失うなど、継続して救助を必要とする市民に対し、宿泊等の生活機能を提供できる学校など

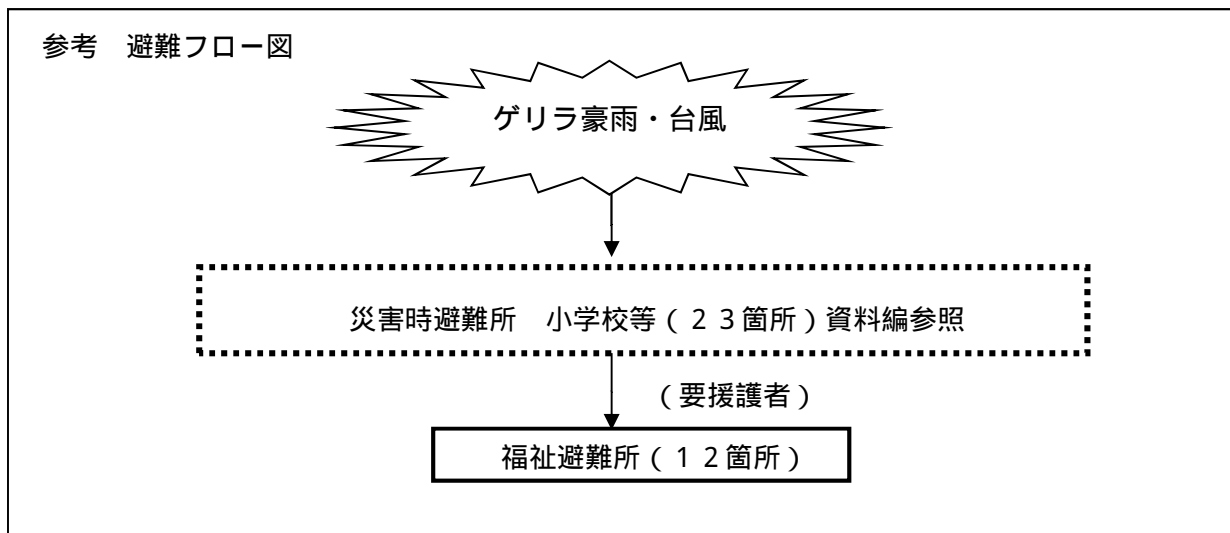
④ 福祉避難所（12箇所）

災害時において、高齢者や障がい者など、一般の避難所生活において特別な配慮を必要とする方々を対象に開設される避難所

(2) 避難所の周知

大災害の発生時に、市民が最寄りの避難所へ安全かつ迅速に避難できるよう、区ホームページやSNS等を活用し周知を図るとともに災害時避難所誘導案内板を市内にある電柱及び町会の掲示板等に設置しています。

- 電柱：約 230 カ所（区内）
- 町会掲示板等：約 160 カ所（区内）



< 今後の計画 >

平成 30 年の台風 21 号を教訓として、避難所開設運営ガイドラインの策定等や避難勧告等実施要領の見直しを図ります。

5 災害予防計画

「事前に備える」という観点を重視し、「予防」と「事前準備の徹底」に重点的に取り組むとともに、「区民が主体」となった防災訓練等を実施します。

(1) 自主防災組織の育成

地域防災力の向上と災害に強いまちづくりのため自主防災組織の育成に努めます。

- ・地域防災リーダー講習会の実施・・・年 1 回消防署指導による可搬式ポンプの操作訓練や応急救護訓練などの技術訓練（区内 372 名）

(2) 避難訓練の実施

地域が主体となり自主的な避難訓練等を実施しています。

地域一斉防災訓練・・・平成 27 年度～毎年 11 月の第 3 日曜日に西淀川区全地域（14）で津波発生を想定した避難訓練及び自主防災組織の確立と地域住民が主体的に避難所の開設・運営を担うことを目的とした訓練を行っています。

情報伝達通信訓練・・・平成 26 年 9 月から災害発生時に備え、区役所と各地域活動協議会の無線従事者間で、定期的に通信訓練を実施しており、毎月第 1 木曜日の実施が定着してまいりました。

区役所の総合震災訓練の実施（毎年1月）

平成24年度～直近参集者訓練の実施（区役所職員以外の区内居住市職員の参加）

<今後の計画>

- ・令和2年度以降も、西淀川区全14地域で一斉防災訓練を基本に毎年度訓練を実施します。
- ・職員（直近参集者も含む）の防災訓練を毎年度実施します。

（3）防災マップの作成

区役所：災害時避難所、防災スピーカー、津波避難ビル等を記載した「西淀川区防災マップ」を作成し、毎年更新を行っています。また、年1回区の広報紙に添付し、広く周知に努めるとともに、区ホームページにも掲載しています。

（4）物資等の備蓄

災害時に備えて、区役所や収容避難所である学校に、備蓄物資を配備しています。各家庭でも水や非常食のほか、家庭状況に応じた備蓄をお願いします。

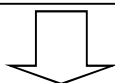
6 区災害対策本部

（3）組織計画

西淀川区災害対策警戒本部

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害対策活動や初期活動を要すると認められるときで、災害対策本部を設置するまでに至らないときまたは設置するまでの間に設置。

- ・台風が府域に上陸、あるいは接近するおそれがあるとき
- ・避難情報を発令するおそれがあるとき

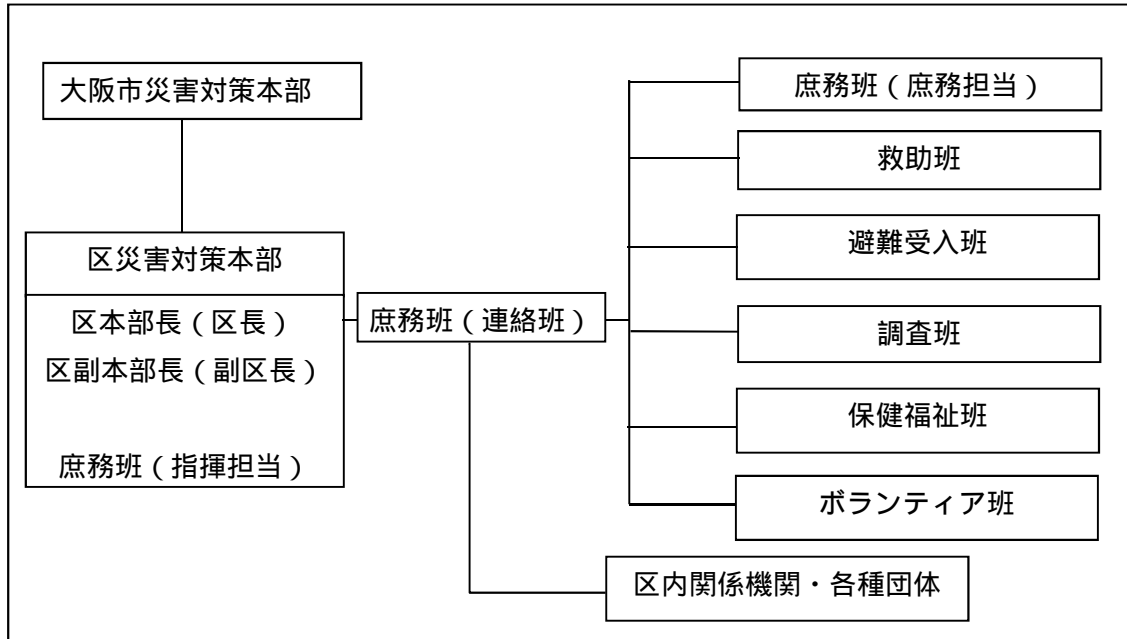


西淀川区災害対策本部

市域に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、全市をあげた災害対策活動を要すると認められるときに設置

- ・強い台風が府域に上陸、あるいは接近するおそれがあるとき
- ・特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）が発表されたとき
- ・避難情報を発令したとき

西淀川区災害対策本部組織図（令和2年3月1日現在）



（2）動員計画

災害の状況に応じて、市で定めた基準に基づき職員が参集し活動します。なお、区役所の職員動員数は、17ページの表をご覧ください。

動員基準	動員	動員人員	参集場所
<ul style="list-style-type: none"> ・市域に強い台風が上陸、あるいは接近する恐れがあるとき^{注1)} ・市域に特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）が発表されたとき 	1号動員	全員	所属参集
<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報^{注2)}を発令したとき 	2号動員	指定職員	所属参集
<ul style="list-style-type: none"> ・市域に台風が上陸あるいは、接近するおそれがあるとき^{注3)} ・避難情報^{注2)}を発令するおそれがあるとき 	3号動員	指定職員	所属参集
<ul style="list-style-type: none"> ・台風時以外で、市域に暴風警報、暴風雪警報が発表されたとき ・大雨・洪水警報が発表されたとき^{注4)} 	4号動員	指定職員	所属参集

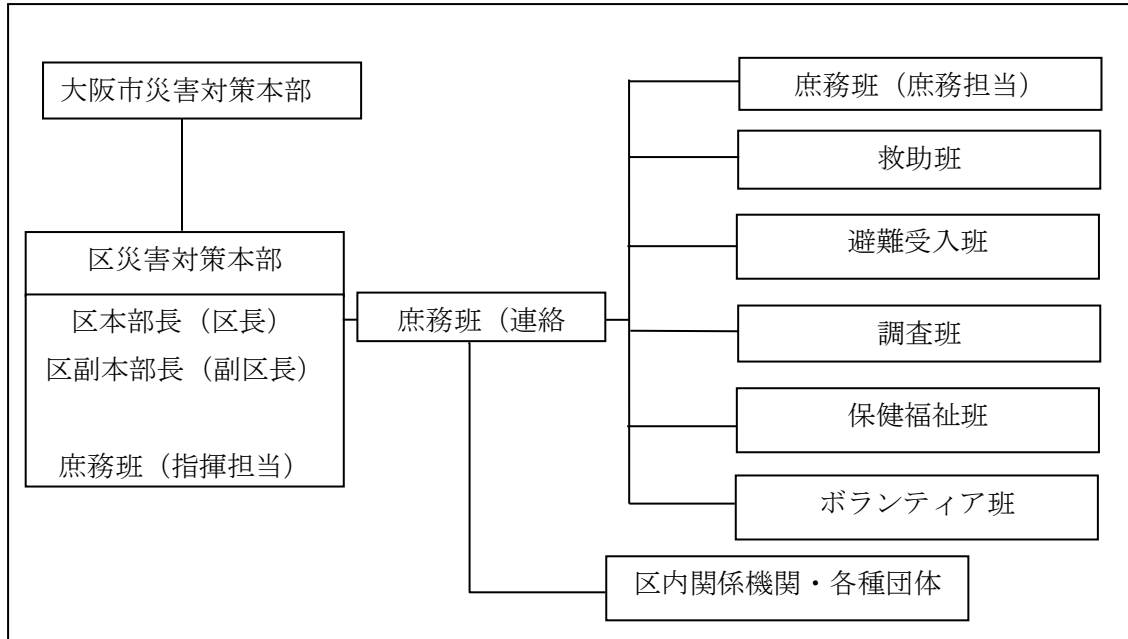
注1) 府域の予想最大風速（陸上で30m/s以上）を目安とし、実際の動員体制は警戒体制検討会議で検討し決定する。

注2) 台風時以外の河川氾濫の避難情報発令による動員対象は状況により変更する。

注3) 実際の動員体制は警戒体制検討会議で検討し決定する。

注4) 危機管理室と区の職員の動員とし、その他の所属は各自が定める計画等に基づく。

西淀川区災害対策本部組織図（令和2年3月1日現在）



(2) 動員計画

災害の状況に応じて、市で定めた基準に基づき職員が参集し活動します。なお、区役所の職員動員数は、17 ページの表をご覧ください。

動員基準	動員	動員人員	参集場所
<ul style="list-style-type: none"> ・市域に強い台風が上陸、あるいは接近する恐れがあるとき^{注1)} ・市域に特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）が発表されたとき 	1号動員	全員	所属参集
<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報^{注2)}を発令したとき 	2号動員	指定職員	所属参集
<ul style="list-style-type: none"> ・市域に台風が上陸あるいは、接近するおそれがあるとき^{注3)} ・避難情報^{注2)}を発令するおそれがあるとき 	3号動員	指定職員	所属参集
<ul style="list-style-type: none"> ・台風時以外で、市域に暴風警報、暴風雪警報が発表されたとき ・大雨・洪水警報が発表されたとき^{注4)} 	4号動員	指定職員	所属参集

注1) 府域の予想最大風速（陸上で30m/s以上）を目安とし、実際の動員体制は警戒体制検討会議で検討し決定する。

注2) 台風時以外の河川氾濫の避難情報発令による動員対象は状況により変更する。

注3) 実際の動員体制は警戒体制検討会議で検討し決定する。

注4) 危機管理室と区の職員の動員とし、その他の所属は各自が定める計画等に基づく。